

理容所に

おける

理容師の  
みなさんへ

衛生管理

大保 阪健 市所

# 構造設備の基準

理容所は「理容師法施行規則」「大阪市理容師法施行条例」により、作業面積や設備などの構造基準が定められています。

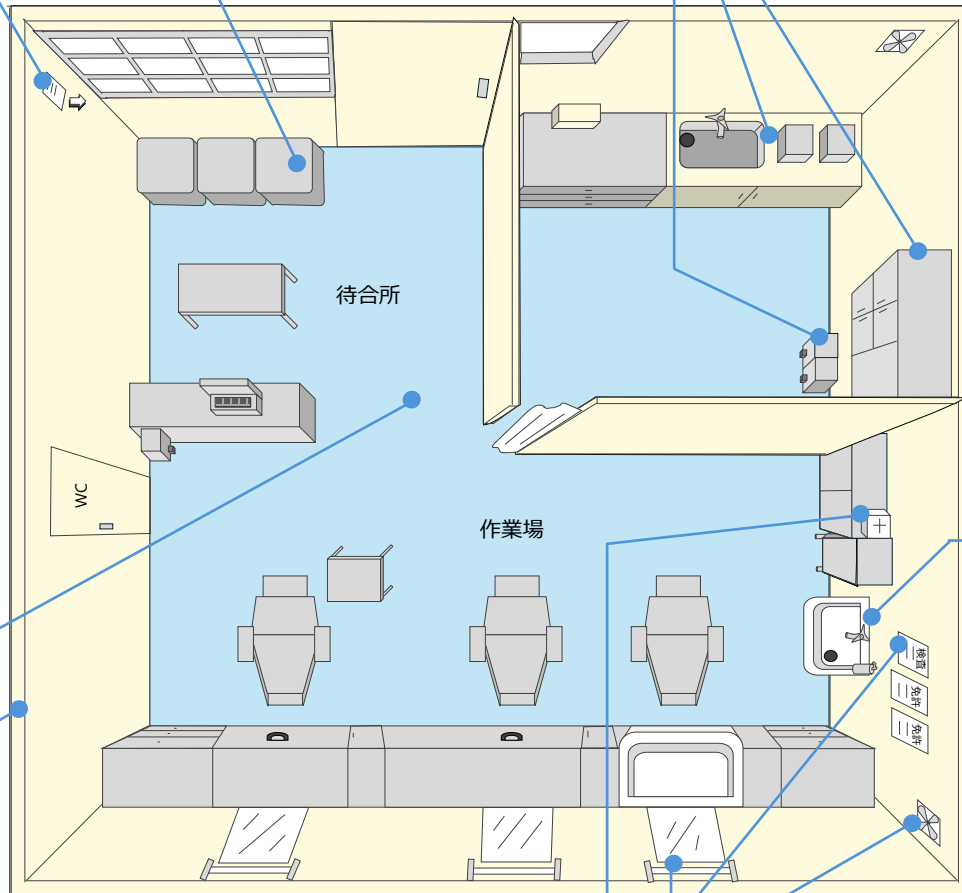
また、平成28年4月1日から、理容所と美容所に必要な要件をすべて満たす場合は、重複して開設することができるようになりました。

**お店の改装や理容所と美容所の重複開設を検討されている方は  
担当の生活衛生監視事務所（巻末）まであらかじめご相談ください。**

## 待合所

作業場と区分する。

給気



ふた付の汚物箱、毛髪箱を備える。

**消毒設備**：洗浄、消毒、収納に便利な配置にする。

**洗浄設備**：流水設備を設ける。

## 器具等収納設備

消毒済とそれ以外のものを区別する。

消毒液付き  
手洗設備

住居その他の施設と隔壁等により完全に区分する。

また、同一施設内に美容所を開設する場合は、それぞれの作業場・待合所を完全に区分すること。

常に清潔に保ち、作業場は、作業及び衛生保持に支障をきたさない十分な広さを有すること。

**面積**：13㎡以上（作業椅子が3脚を超える場合は3脚を超える1脚ごとに3.3㎡加えた数値以上。）

**床や腰板**：不浸透性材料を使用する。

## 換気設備

換気を十分にする。  
（炭酸ガス濃度5000ppm以下）

## 検査確認済の証

見やすい所に掲示する。

## 照明設備

採光、照明を十分にする。（作業面で100ルクス以上にする。）

## 救急薬品

外傷に対する応急手当に必要な薬品及びガーゼその他の衛生材料を用意する。

# 施設及び設備

	法律等で定める基準	望ましい構造設備
設備面積	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆作業場（消毒室を含む）、待合所をあわせて13㎡以上とする。</li> </ul> <p style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">椅子3脚以下の場合は13㎡以上、椅子3脚を超える場合は13㎡に3脚を超える椅子1脚ごとに3.3㎡を加えた数値以上とすること。</p> <p style="text-align: right;">〔条例7〕</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆作業及び衛生保持に支障をきたさない程度の十分な広さを確保する。</li> </ul>
施設全般	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆住居その他の施設と区分する。〔条例7〕</li> <li>◆同一施設内に美容所も開設する場合は理容所と区分すること。〔条例7〕</li> <li>◆待合所を設け、作業場と区分すること。〔条例7〕</li> <li>◆換気を十分にする。〔法12〕 (炭酸ガス濃度5000ppm以下) 〔規則27〕</li> <li>◆常に清潔に保つ。〔法12〕</li> <li>◆採光、照明を十分にする。〔法12〕</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆従業者の更衣等を行う休憩室を設ける。</li> <li>◆換気設備を設ける。 〔炭酸ガス濃度 1000ppm以下 一酸化炭素濃度 10ppm以下〕</li> </ul>
作業場	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆床及び腰板は、コンクリート、タイル、リノリューム又は板等不浸透性材料を使用する。〔規則26〕</li> <li>◆作業面の照度を100ルクス以上とする。〔規則27〕</li> <li>◆ふた付きの汚物箱及び毛髪箱を備える。〔規則26〕</li> <li>◆消毒設備を設ける。〔法12〕</li> <li>◆皮膚に接する器具について、消毒済みのものとそれ以外のものとを区別して収納するための設備を設ける。〔条例7〕</li> <li>◆外傷に対する応急手当に必要な薬品及びガーゼその他の衛生材料を常備する。〔条例7〕</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆床及び腰板は、清掃が容易に行える構造とする。</li> <li>◆作業面の照度を300ルクス以上とすることが望ましい。</li> <li>◆消毒室を設ける。</li> <li>◆作業場内に従業員専用の手洗い設備を設ける。</li> <li>◆作業場は、作業及び衛生保持に支障をきたさない十分な広さを有すること。</li> </ul>
洗い場	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆洗い場は流水設備とする。〔規則26〕</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆給湯設備を設ける。 (洗髪器を洗い場や手洗設備として利用しないこと。)</li> </ul>
便所		<ul style="list-style-type: none"> <li>◆便所を設ける場合は、作業場と区別し専用の消毒液付きの手洗設備及び機械換気設備を設ける。</li> </ul>

注) 法・・・理容師法 規則・・・理容師法施行規則 条例・・・大阪市理容師法施行条例  
望ましい構造設備は「理容所及び美容所における衛生管理要領」（厚生労働省通知）に基づきます。

# 理容所における消毒方法

「理容師法施行規則第25条」及び「理容所及び美容所における衛生管理要領」で、器具類の十分な洗浄、消毒の方法が明記されています。

## 1 皮ふに接する器具の洗浄・消毒

### 消毒前の洗浄

流水で洗うだけではなく、消毒効果を落とさないため、こすり洗いし、十分に流水で洗浄する。  
(血液が付着した場合は特に念入りに！)

### 消毒

次表のとおり

消毒方法		器具	カミソリ（頭髪のカットのみ の用途「レーザーカット」に使用 するかみそりは除く）	カミソリ以外の器具（はさみ、くし、 血液の付着又はその疑いがあるもの
煮沸消毒			●	●
消毒用 エタノール	溶液に浸す方法		●	●
	脱脂綿又はガーゼで 器具表面を拭く方法			
次亜塩素酸 ナトリウム	溶液濃度0.1%以上		●	●
	溶液濃度0.01%以上			
紫外線照射				
蒸気消毒				
逆性石けん液				
グルコン酸クロルヘキシジン				
両性界面活性剤				

## 2 手指の消毒

客1人ごとの作業前及び作業後には手指を石けんで洗い、必要に応じて消毒します。

## 水 洗

消毒後は流水でよく消毒液を洗い流す。  
また、必要に応じて器具に油を差しておく。



## 保 管

使用済みのものと、  
区別して、収納ケー  
スなどに保管する。

ブラシ、レザークット用カミソリなど		消毒方法及び注意事項
	血液の付着又はその疑いのないもの	
●		沸騰後2分間以上煮沸する。
●		消毒用エタノール（76.9～81.4v/v%）に10分間以上浸す。
●		消毒用エタノール（76.9～81.4v/v%）を含ませた綿又はガーゼで器具表面を拭く。
●		水溶液に10分間以上浸す。
●		ゴム手袋等を着用し、直接、手に液が触れないようにする。
●		85 $\mu$ w/cm <sup>2</sup> 以上の紫外線を連続して20分間以上照射する。 器具に紫外線が照射されないと効果がないため、かげにならないよう器具は重ねておかない。
●		80°Cを超える蒸気に10分間以上触れさせる。
●		0.1～0.2%逆性石けん液（塩化ベンザルコニウム又は塩化ベンゼトニウム）中に10分間以上浸す。
●		0.05%グルコン酸クロルヘキシジン液中に10分間以上浸す。
●		0.1～0.2%両性界面活性剤（塩酸アルキルポリアミノエチルグリシン又は塩酸アルキルジアミノエチルグリシン）中に10分間以上浸す。

### 3 タオル類の消毒

#### ●加熱による場合

使用したタオルなどを洗剤で洗浄した後、蒸し器などの蒸気消毒器に入れ、器内が80℃を超えてから10分間以上保持させます。この場合、器内の最上部のタオルなどの中心温度が80℃を超えていないことがあるので蒸気が均等に浸透するように十分注意が必要です。

#### ●消毒液による場合

使用したタオルなどを次亜塩素酸ナトリウム液に浸し、消毒します。消毒終了後は、洗濯し、必要に応じて乾燥して保管するか、又は蒸し器に入れます。

※血液が付着したタオル類は、廃棄するか又は血液が付着している器具と同様の洗浄及び消毒を行います。

### 4 その他の消毒

- シェービングカップなどの間接的に皮ふに接する器具類についてもその材質に応じ、以上に掲げた消毒方法により消毒します。
- 理容所内の施設、毛髪箱、汚物箱などの設備については、適宜、消毒します。

# 手続きについて

## 届出様式のダウンロード

大阪市のホームページで   と検索していただき、届出様式をダウンロードして下さい。  
<https://www.city.osaka.lg.jp/kenko/page/0000006217.html>

## 届出の際に手数料が必要なもの

新たに開設、引き継ぎ又は増改築する場合：16,000円

融資を受けるため等の証明が必要なとき：250円

### ● 新たに開設、引き継ぎ又は増改築する場合

新たに理容所を開設する場合や前開設者から施設を引き継いで営業する場合（相続、法人合併・分割、事業譲渡による開設者の地位承継は除きます。）、又は理容所を増築（既存の2倍以上）、改築（建て替え）により大幅に変更した場合は届出が必要です。

#### 〔届出書類〕

- ・開設届出書

#### 〔添付書類〕

- ・構造設備等施設の概要
- ・従業者名簿
- ・理容師の健康診断書（1ヶ月以内のもので、結核及び伝染性皮膚疾患について明記したもの）

※開設者が法人の場合は、登記事項証明書（3ヶ月以内のもの）

※開設者が外国人の場合は、住民票の写し

#### 〔持参書類〕（確認後返却します。）

- ・理容師全員の免許証

※理容師が2名以上在籍する場合は管理理容師講習会修了証書

### ● 開設者の氏名・住所（法人の場合はその名称、代表者の氏名、事業所の所在地）の変更

#### 〔届出書類〕

- ・変更及び廃止届出・書換え交付申請書

#### 〔添付書類〕

- ・法人の場合は登記事項証明書（3ヶ月以内のもの）

#### 〔持参書類〕（確認後返却します。）

- ・検査確認済の証（記載事項に変更がある場合）

### ● 従業者（理容師等）の変更

働いていた理容師等がやめたり、新たに従事する場合は届出が必要です。

#### 〔届出書類〕

- ・変更及び廃止届出・書換え交付申請書

#### 〔添付書類〕

- ・新たに従事する理容師の健康診断書（1ヶ月以内のもので、結核及び伝染性皮膚疾患について明記したもの）

#### 〔持参書類〕（確認後返却します。）

- ・新たに従事する理容師の免許証

### ● 管理理容師の設置又は変更

管理理容師を新たに設置した場合や変更した場合は届出が必要です。

#### 〔届出書類〕

- ・変更及び廃止届出・書換え交付申請書

#### 〔持参書類〕（確認後返却します。）

- ・管理理容師講習会修了証書

※新たに従事する場合は、あわせて従業者の変更も届け出てください。

### ● 設備の変更

設備を改装する時は、構造設備基準に従ってください。改装する規模により新たな開設となることがありますので、事前に担当の生活衛生監視事務所（巻末）までご相談ください。

#### 〔届出書類〕

- ・変更及び廃止届出・書換え交付申請書

#### 〔添付書類〕

- ・変更後の設備の図面

## ● 屋号の変更

### 〔届出書類〕

- ・変更及び廃止届出・書換え交付申請書

### 〔持参書類〕（確認後返却します。）

- ・検査確認済の証

## ● 相続による開設者の変更

### 〔届出書類〕

- ・開設者地位承継届出・書換え交付申請書（相続）

### 〔添付書類〕

- ・届出者の戸籍謄本又は法定相続情報一覧図の写し
- ・被相続人の戸籍謄本又は除籍謄本  
※（届出者の戸籍謄本を添付する場合）
- ・相続同意証明書
- ・地位承継資格の確認書
- ・住民票の写し（届出者が外国人の場合）

※戸籍の記載内容を確認する必要があるため、事前に担当の生活衛生監視事務所（巻末）までお問い合わせください。

### 〔持参書類〕（確認後返却します。）

- ・検査確認済の証

## ● 法人の合併・分割による開設者の変更

### 〔届出書類〕

- ・開設者地位承継届出・書換え交付申請書（法人の合併・分割）

### 〔添付書類〕

- ・合併又は分割後の登記事項証明書（3ヶ月以内のもの）

### 〔持参書類〕（確認後返却します。）

- ・検査確認済の証

## ● 融資を受けるため等の証明が必要なとき

### 〔提出書類〕

- ・証明願

## ● 事業譲渡による開設者の変更

令和5年12月13日より前に譲渡した場合は新たな開設となりますので、事前に担当の生活衛生監視事務所（巻末）までご相談ください。

### 〔届出書類〕

- ・開設者地位承継届出・書換え交付申請書（事業譲渡）

### 〔添付書類〕

- ・営業の譲渡が行われたことを証する書類
- ・譲受人が法人の場合は登記事項証明書（3ヶ月以内のもの）
- ・譲受人が外国人の場合は住民票の写し

### 〔持参書類〕（確認後返却します。）

- ・検査確認済の証

## ● 理容所を廃止する場合

### 〔届出書類〕

- ・変更及び廃止届出・書換え交付申請書

### 〔添付書類〕

- ・検査確認済の証

※開設者が死亡している場合は、他に必要な書類がありますので、担当の生活衛生監視事務所（巻末）までご相談ください。

## ● 検査確認済の証を紛失、破損又は汚損したとき

### 〔提出書類〕

- ・検査確認済の証再交付申請・紛失申立書

### 〔持参書類〕（確認後返却します。）

※破損又は汚損した場合は検査確認済の証

## ● 申請書の写し等が必要な場合

申請・届出受付時に申請書等の写しが必要な場合は、申請書等（写・控）交付願を提出してください。

### 〔提出書類〕

- ・申請書等（写・控）交付願

## （参考）理容師の免許について

平成20年10月1日から免許申請（新規、名簿訂正・書換え、再交付等）に係る申請先は、公益財団法人理容師美容師試験研修センター本部となりました。



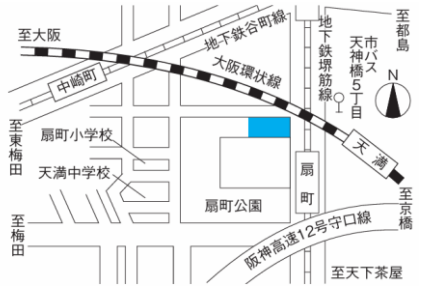






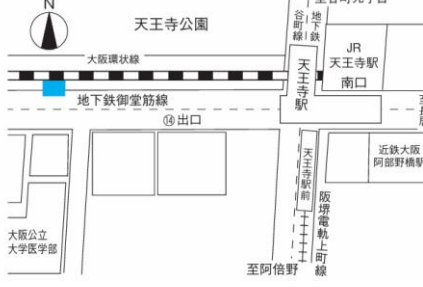


不明な点は、業務部（免許登録）（03-5579-6878）までお問い合わせください。

# 理容所自主管理点検表

点検項目		点検時																	
施設一般	施設内は毎日清掃し整理整頓していますか	始業前																	
	照明器具、換気設備は定期的に清掃していますか	定期																	
	明るさ、換気は十分ですか	作業時																	
	温度、湿度は適切ですか	作業時																	
	洗髪器は常に清潔にしていますか	作業時																	
	床などの毛髪は客ごとに清掃し、ふた付きの容器に集めていますか	作業時																	
	便所の清掃を行い、清潔に保っていますか	終業時																	
	施設内にみだりに犬、猫等動物を入れていませんか (補助犬は除く)	作業時																	
	ねずみ、昆虫はいませんか	始業時																	
器具布片	皮膚に接する器具は客ごとに洗浄し適正に消毒したものを使用していますか	作業時																	
	タオルは清潔なものを使用し、客ごとに取り替えていますか	作業時																	
	器具・布片類は、消毒済と使用済を区別して清潔に保管されていますか	作業時																	
	器具・布片類の保管場所は、週1回以上清掃し、清潔に保っていますか	終業時																	
消毒	紫外線消毒器の器内、紫外線灯、反射板は定期的に清掃していますか	始業時																	
	紫外線消毒器内の被消毒物は入れすぎず適正に配置し、20分以上照射されていますか	作業時																	
	蒸し器内の被消毒物は、消毒効果を考えた詰め方をし、80℃以上の温度で10分以上処理していますか	作業時																	
	消毒液は、汚れに応じ適正に新しいものと取り替えていますか	作業時																	
	消毒液の原液の保管場所は適切ですか	終業時																	
	消毒液は、適切な濃度、適切な消毒時間を守っていますか	作業時																	
従事者	清潔な作業衣を着用し、顔面作業時はマスクを使用していますか	作業時																	
	作業の前後に手指を洗浄し、皮膚疾患のある客の作業後は、手指を消毒していますか	作業時																	
	従事者は、定期的に健康診断を受けていますか	定期																	
	結核・感染性の皮膚疾患にかかっている者が業務に従事していませんか	始業時																	
その他	パーマ液、染毛剤は定められた方法のとおり適正に使用していますか	作業時																	
	作業に使用する電気器具は使用前に安全点検を行っていますか	始業時																	
	担当の生活衛生監視事務所への届出はされていますか	常時																	

複写して活用してください。

# お問い合わせ・ご相談は

事業所名（担当区域）	住所	地図
<b>北部生活衛生監視事務所</b> （北区・都島区・淀川区・東淀川区・旭区）	北区扇町2-1-27 （北区役所2階） 電話：06-6313-9518  	
<b>西部生活衛生監視事務所</b> （福島区・此花区・西区・港区・大正区・西淀川区）	港区市岡1-15-25 （港区役所4階） 電話：06-6576-9240  	
<b>東部生活衛生監視事務所</b> （中央区・天王寺区・浪速区・東成区・生野区・城東区・鶴見区）	中央区久太郎町1-2-27 （中央区役所3階） 電話：06-6267-9888  	
<b>南東部生活衛生監視事務所</b> （阿倍野区・東住吉区・平野区）	阿倍野区旭町1-1-17 （サンビル阿倍野3階） 電話：06-6647-0723	
<b>南西部生活衛生監視事務所</b> （住之江区・住吉区・西成区）	住之江区浜口東3-5-16 （住之江区保健福祉センター分館） 電話：06-4301-7240 	

大阪市保健所

駐車場及び駐輪場には限りがありますので、公共交通機関のご利用をお願いします。



駐車あり（有料）



駐輪場あり